

○ 鈴鹿工業高等専門学校進路支援委員会規則

〔 令和 8 年 3 月 23 日 〕
規 則 第 143 号

鈴鹿工業高等専門学校進路支援委員会規則

(目的)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第 4 条第 7 項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校進路支援委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の進路支援に関し、校長から諮問された事項
- (2) 学生の進路支援に関する方針
- (3) 進路支援に関する業務内容に関する事項

(委員会組織等)

第 3 条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学科長及び教養教育科長
- (2) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は校長の指名した者を充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(部会等)

第 5 条 委員会の下に、第 2 条第 1 項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 23 日から施行する。